

デマンド交通(区域運行)Q&A



1.デマンド交通とは？

A デマンド交通(乗合バス)には、乗車場所と目的地をお伝えいただき予約することで利用する「区域運行」と、路線バスのように停留所と路線が決まっている「定時定路線」があります。なお、「区域運行」には、事前登録が必要となります。

2.なぜ「区域運行」には事前登録が必要なの？

A 事前登録いただき、ご自宅等の乗降場所を地図に登録し運転手と共有することで、時間内のスムーズな運行が可能となりますので、ご協力をお願いいたします。

3.事前登録はどこでできるの？

A 事前登録は役場2階の防災交通課窓口で受付しております。ご本人でなくても、ご家族の方等にお手続きいただくことも可能です。

4. デマンド交通(区域運行)は誰でも利用出来るの？

A 町内の方で、ご自分で乗降できる方でしたら、どなたでもご利用いただけます。

5. デマンド交通(区域運行)は町外まで行けるの？

A デマンド交通は町内エリアのみの運行となります。増穂地区と鯉沢地区で運行エリアが異なるため、詳しい運行エリアは案内チラシをご確認ください。

6. 予約の電話はどこへかければいいのか？

A デマンド交通受付センター(0556-22-5656)へ平日の8時15分～午後4時の間にお電話いただくとオペレーターに繋がりがりご予約いただけます。

7. 予約は乗りたい便の何時までにすればいいのか？

A 乗車したい便の2日前～30分前までご予約可能です。
ご予約が埋まってしまうこともございますので、ご予約が決まっている場合は、早めのご予約をおすすめしております。

8.予約は往復で取ることも出来るの？

A ご予約は1回の電話で往復で取ることも可能です。

9.予約の電話が通話中で繋がらないのだが？

A 予約センターでは、2回線に対応しておりますが、お電話が集中することがございますので、通話中の場合はお手数ですが、時間をおいて再度おかけ直してください。午前8時15分～10時の間は比較のお電話が混雑する時間帯となっております。

10.座席が空いているのに予約を断られたのだが？

A デマンド交通(区域運行)は、50分間隔で運行しているため、1便あたり50分以内に運行できるよう予約を入れています。

そのため、デマンド車両の定員は10人ですが、乗車定員を満たしていなくても、運行時間内に回れないため、予約をお断りさせていただく場合がございます。

11. 手押し車を乗せるのことはできるの？

A 車両へ乗せても他の方の乗降の妨げにならない範囲の大きさで、ご自身で乗せることができるようでしたら、手押し車を乗せることは可能です。介護タクシーとは異なるため、運転手が車から降りて、お手伝いすることは出来かねますのでご理解をお願いいたします。